

黒滝村デイサービスセンター・黒滝村国民健康診療所非常用自家発電設備設置工事 設計業務委託 特記仕様書

1、業務概要

1) 委託業務の番号・名称・期間

- (1) 委託番号 令和6年度第3号
- (2) 委託名称 黒滝村デイサービスセンター・黒滝村国民健康保険診療所非常用
自家発電設備設置工事設計業務委託
- (3) 委託期間 契約日の翌日から令和6年7月12日まで

2) 計画施設概要

- (1) 施設名称 ①黒滝村デイサービスセンター ②黒滝村国民健康保険診療所
- (2) 敷地の場所 吉野郡黒滝村大字寺戸地内
- (3) 施設用途 病院、診療所等
平成31年国土交通省告示第98号 別添2 第10号 第1類とする。

3) 設計と条件

- (1) 施設の構造 ①木造平屋建て ②木造2階建て
- (2) 施設の延べ面積 ①約433.29㎡
②約323.835㎡(1階:約255.118㎡、2階:約68.717㎡)
- (3) 業務概要 黒滝村デイサービスセンター及び黒滝村国民健康保険診療所の非常用
自家発電設備設置工事に係る設計業務
(現地調査・実施設計・数量計算・工事予定価格算出・関係諸申請
に関する申請業務など工事発注に至るまでの必要な業務一式)
- (4) 工事条件 ・ 予定工事費 62,410,000円(税抜き)
・ 建設予定工期 令和6年9月から令和7年3月頃まで
- (5) 貸与品等 黒滝村デイサービスセンター及び黒滝村国民健康保険診療所建設または改修時の設計図書
- (6) その他 1. 工事費の削減に努めた設計を行うこと。
2. 工事説明及び円滑な工事進捗を図るために工事概略工程表を作成すること。
3. 業務を遂行するにあたり保健福祉課及び関係者等と協議すること。
4. 各種許認可について必要な許認可申請があれば本委託業務に含む。
5. 関係法令等手続きにより図面の修正が生じた場合、図面の修正を行うこと。

2、業務仕様

特記仕様書に記載されていない事項は、「建築設計業務委託共通仕様書」による。また、耐震改修設計にかかる業務については、「耐震改修工事設計業務特記仕様書」による。

2.1 特記仕様書の適用

特記仕様書に記載された特記事項の中で、・印の付いたものについては、○印の付いたものを適用する。

3、業務の範囲

3.1 一般業務は次による。

項目		業務内容
◎ 設計条件等の整理	◎ 条件整理	耐震性能や設備機能の水準など発注者から提示された要求その他の諸条件を設計条件として整理する。
	◎ 設計条件の変更等の場合の協議	発注者から提示される要求の内容が不明確若しくは不適切な場合又は内容に相互矛盾がある場合又は整理した設計条件に変更がある場合においては、職員と協議する。
◎ 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	◎ 法令上の諸条件の調査	建築物の建築に関する法令及び条例上の制約条件について、設計の内容に即した詳細な調査を行う。
	◎ 計画通知に係る関係機関との打合せ	設計に必要な範囲で、計画通知を行うために必要な事項について関係機関と事前に打合せを行い、その結果を職員に報告する。
◎ 上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ		設計に必要な範囲で、敷地に対する上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況等を調査し、必要に応じて関係機関との打合せを行う。
◎ 設計方針の策定	◎ 総合検討	設計条件に基づき、意匠、構造及び設備の各要素の検証を通じて、設計をまとめていく考え方を総合的に検討し、その上で業務体制、業務工程等を立案する。
	◎ 設計方針の策定及び説明	総合検討の結果を踏まえ、設計方針を策定し、職員に提出し、承諾を受ける。
◎ 設計図書の作成	◎ 設計図書の作成	設計方針に基づき、職員と協議の上、技術的な検討、予算との整合の検討等を行い、設計図書を作成し、職員の承諾を受ける。なお、設計図書においては、工事受注者等が施工すべき建築物及びその細部の形状、寸法、仕様、工事材料、設備機器等の種別、品質及び特に指定する必要がある施工に関する情報（工法、工事監理の方法、施工管理の方法等）を具体的に表現する。
	・ 計画通知図書の作成	関係機関との事前の打合せ等を踏まえ、実施設計に基づき、必要な計画通知申請図書を作成し、職員に提出する。
◎ 概算工事費の検討		設計図書の作成が完了した時点において、当該設計図書に基づく建築工事に通常要する費用を概算し、工事費概算書（工事費内訳明細書、数量調書等を除く。）を作成し、職員の承諾を受ける。
◎ 設計内容の説明等		設計を行っている間、職員に対して、作業内容や進捗状況を報告し、必要な事項について発注者の意向を確認する。また、設計図書の作成が完了した時点において、設計図書を職員に提出し、職員に対して設計意図及び設計内容の総合的な説明を行い、承諾を受ける。

3.2 追加業務は次による。

(1) 設計に関する業務

◎ 工事費積算業務

- ◎ 現場説明書の作成
- ◎ 工事概略工程表の作成
 - ・ 計画通知の提出（構造適合判定等を含む）
 - ・ エネルギーの使用の合理化に関する法律届出手続き
 - ・ ハートビル法申請手続き
- ◎ 建設リサイクル法に基づく分別解体等の計画作成業務
- ◎ アスベスト建材の調査
- ◎ PCB含有（事前）調査について
 - ・ 県産材調書
 - ・ コスト縮減調書
 - ・ グリーン商品調書
 - ・ 公共工事環境配慮チェックシート（設計金額 500 万円以上）

4、業務の実施

4.1 適用基準

適用基準等は以下のとおりであり、これにより難しい場合は職員と協議を行うものとする。
特記なき場合は、国土交通大臣官房官庁営繕部監修のものであり、最新版を適用する。

(1) 調査・計画関係

- ア 官庁施設の基本的性能基準
- イ 官庁施設の総合耐震計画基準
- ウ 官庁施設の総合耐震診断・改修基準
- エ 官庁施設の環境保全性に関する基準
- オ 官庁施設の環境保全性に関する診断・改修計画基準
- カ 公共建築設計業務委託共通仕様書
- ク 建築物解体工事共通仕様書

(2) 設計・施工関係

- ア 建築設備計画基準
- イ 建築設備設計基準
- ウ 建築設備工事設計図書作成基準
- エ 建築設備設計計算書作成の手引き
- オ 公共建築設備工事標準図
- カ 公共建築工事標準仕様書
- キ 公共建築改修工事標準仕様書
- ク 電気設備工事監理指針
- ケ 機械設備工事監理指針

(3) 積算関係

- ア 公共建築工事積算基準

- イ 公共建築工事標準単価積算基準
- ウ 公共建築設備数量積算基準
- エ 公共建築工事共通費積算基準
- オ 公共建築工事内訳書標準書式
- カ 公共建築工事見積標準書式

(4) その他

- ア 建設リサイクルガイドライン

4.2 管理技術者

ア 設計業務の着手までに管理技術者を定め、発注者に通知すること。

イ 管理技術者の資格要件は次による。

◎ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号、以下同じ。）第 2 条第 2 項に定める一級建築士（以下同じ。）

- ・ 1 級建築士として設計業務に関する実務経験を 5 年以上有する者
- ・ 建築士法第 2 条第 3 項に定める二級建築士
- ・ 建築士法第 2 条第 4 項に定める木造建築士
- ・ 建築士法第 10 条の 2 第 3 項の規定により構造設計一級建築士証の交付を受けた構造設計一級建築士（以下同じ。）
- ・ 建築士法第 10 条の 2 第 3 項の規定により設備設計一級建築士証の交付を受けた設備設計一級建築士（以下同じ。）

ウ 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号、以下同じ。）第 20 条第 1 号又は第 2 号に掲げる建築物の構造設計を行わせる構造設計一級建築士及び階数が 3 以上で床面積の合計が 5,000 m²を超える建築物の設備設計を行わせる設備設計一級建築士を定めた場合は、職員に報告すること。

4.3 主任担当技術者

◎主任担当技術者は、工事内容に適切に配置するものとする。

4.4 設計業務の実施

(1) 一般事項

ア 打ち合わせは、業務着手時及び職員又は管理技術者が必要と認めたときに行う。

イ 設計業務は、指示された設計と条件及び適用基準等によって行うこと。

ウ 実施工程を作成して、円滑な打ち合わせ及び設計を行うこと。

エ 設計図書は、職員との協議により発注区分毎にまとめるものとする。

オ 指定部分（一の工事のうち、工事の完成時期を二以上設ける場合）及び国庫補助対象部分とその他の部分がある場合等は、それぞれを区分して設計図書を作成すること。

カ 設計業務は、第 1 の 1-3 の 4. に示す予定工事費を遵守して実施するものとし、これを超過する見込みがある場合は速やかに職員と協議の上、受託者の責において設計図書の修正を行うものとする。

(2) 設計図書の作成

ア 設計原図の大きさ ・ A1 判 ・ A2 判 ・ A3 版 ◎協議による

イ 設計原図の材質 ・ トレーシングペーパー ・

ウ CADデータのレイヤ構成等については、業務着手時に職員と協議すること。

エ 特記仕様書については発注者からの支給品とする。

(3) 工事費内訳明細書の作成

ア 積算業務は、職員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準によって行うこと。

イ 積算に採用する単価については、「営繕工事積算基準」によるほか、職員の指示による。

ウ 仮設材、仮設機器等については、設置の期間等見積もりに必要な施工条件を明示すること。

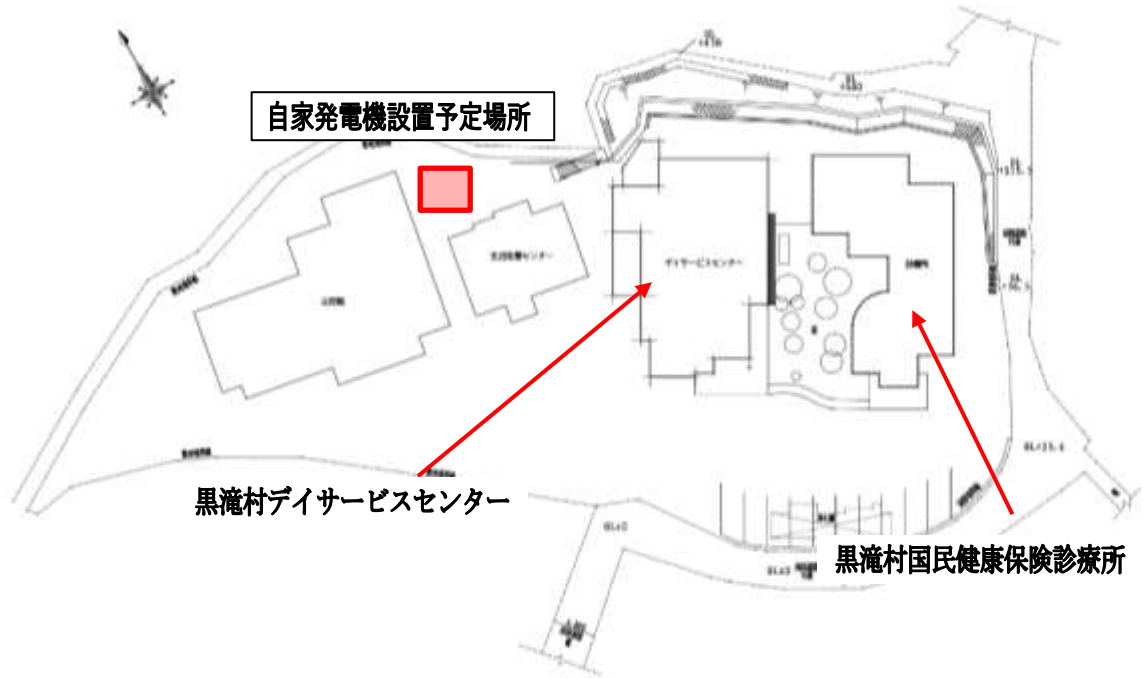
エ 一式計上は極力避け、やむを得ない場合は、別紙明細書（若しくは代価表）を作成すること。

4.5 成果品

(1) 関係法令チェックリスト	1 部
(2) 数量計算書	2 部
(3) 工事設計書	2 部
(4) 工事設計図	2 部
(5) 工事特記仕様書	2 部
(6) 各種計算書	2 部
(7) 各種検討書	2 部
(8) 各種報告書	2 部
(9) 電子データ	1 部
(10) 打合せ簿	1 部

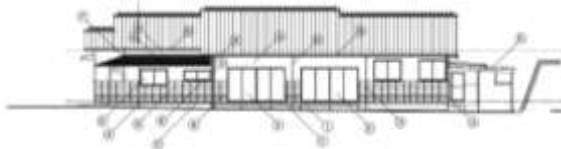


配置図

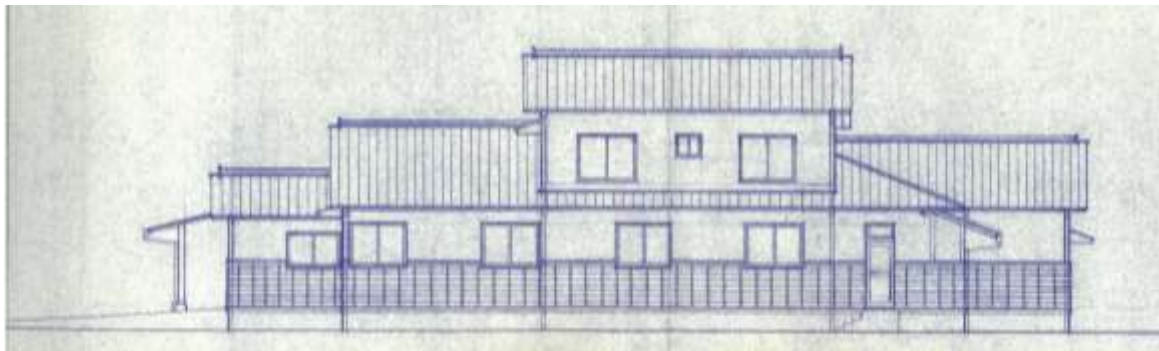
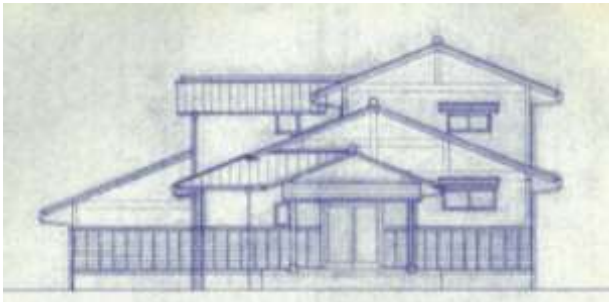


立面図

【黒滝村デイサービスセンター】

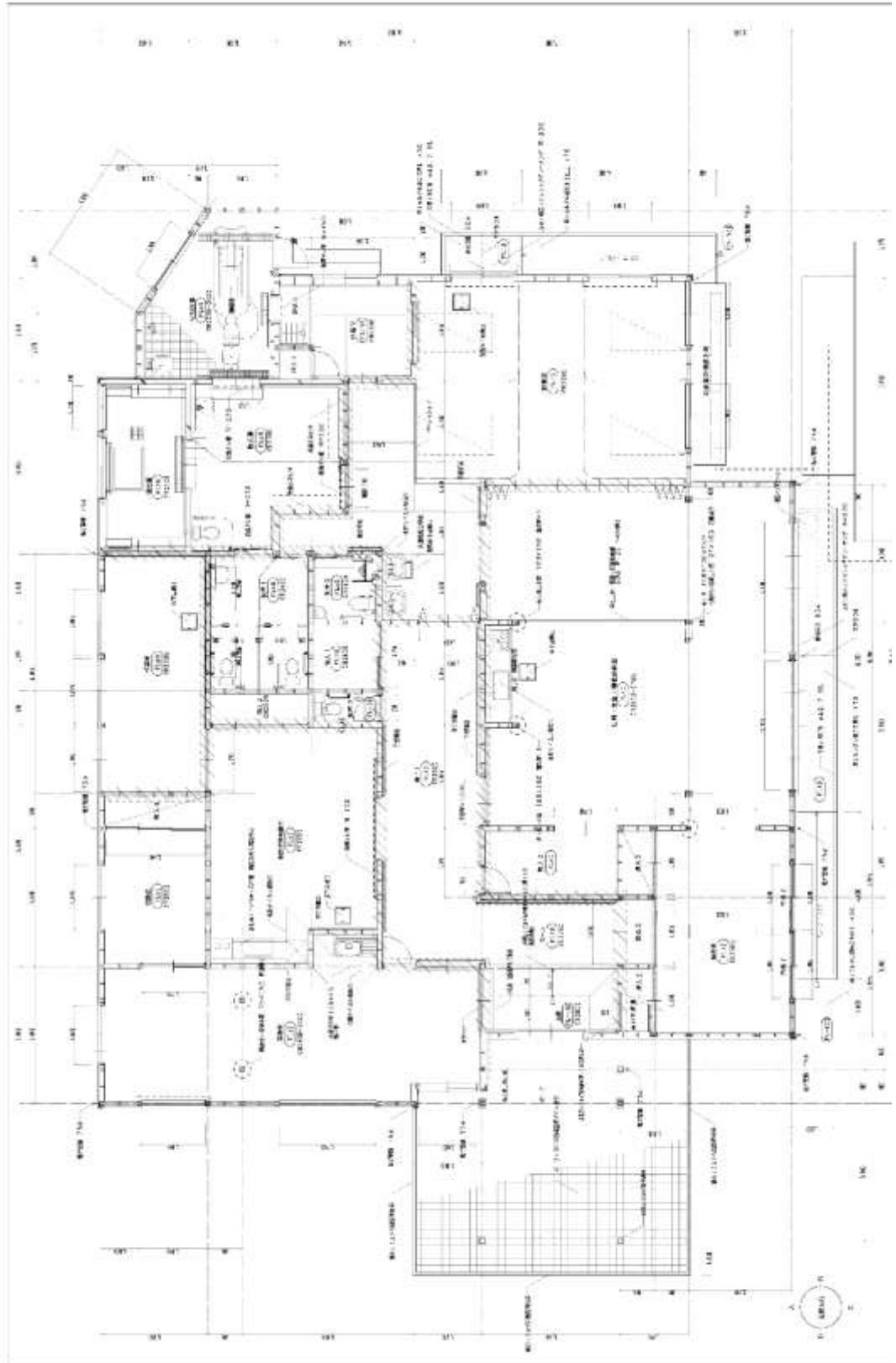


【黒滝村国民健康保険診療所】



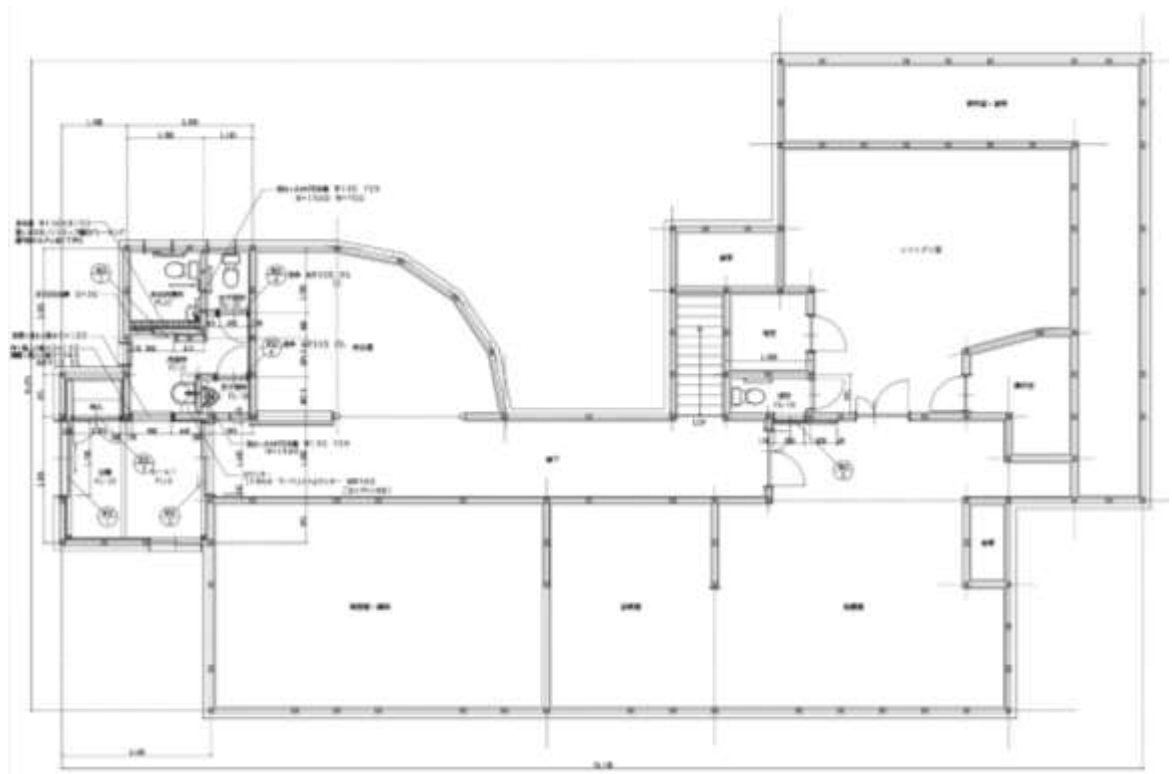
平面図

【黒滝村デイサービスセンター】



【黒滝村国民健康保険診療所】

1階



2階

